

仙北市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の令和4年10月1日施行に伴い、仙北市においても関係条例を改正する必要がある。

2 改正内容

(1) 育児休業の取得回数制限の緩和等

- ① 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、子を養育するための計画を提出した場合の再度取得に係る規定を削除。
- ② 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備。

(2) 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」に要件を緩和する。

(3) 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

- ① 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月に到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。
- ② 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、①と同様に、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。
- ③ ①の改正に併せ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備。

3 施行期日等

この条例は、令和4年10月1日から施行することとする。